

都市公園等遊具施設定期点検業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、松阪市の都市公園及び都市緑地、その他の公園の遊具及び公園施設において、製品自体の機能低下等による事故を未然に防止するため、点検を行うことを目的とする。

(総則)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成26年6月 国土交通省）、「遊具の安全に関する基準」JPFA-S:2014（平成27年7月（一社）日本公園施設業協会）及び「JPFA・ハンドブック 公園施設の安全管理」並びに関係法令等に基づき、点検を行うものとする。

なお本業務期間中にこれらの改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(業務期間)

第3条 業務完了期間は、契約締結日から令和2年9月30日までとする。

(業務箇所)

第4条 業務箇所は別紙(公園一覧表)の示す都市公園、都市緑地、その他の公園の遊具及び公園施設とする。公園一覧表と現地が相違する場合は、現地を優先することし、それに合わせた成果を提出すること。

なお、一覧表に記載されていない公園施設についても、簡易点検し、異常があれば、合わせて報告すること。

・都市公園	158箇所
・都市緑地	3箇所
・その他公園	8箇所
合計	169箇所

(業務内容)

第5条 本業務の主任技術者は（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士の資格を有する者あるいは発注者が同等と認めたものとする。

また、遊具の点検は（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検技士の資格を有する者、あるいは発注者が同等と認めたものが別に定める遊具の定期点検を実施するものとする。

定期点検の内容は、摩耗状況や変形ならびに経年変化などについて点検する「劣化診断」を（一社）日本公園施設業協会監修の公園施設点検要領（案）・点検調査表等に基づき点検作業、判定作業、点検結果報告（点検調査表の作成等）等を行う。

なお、判定については、別に定める判定基準に基づき、遊戯施設の損傷・劣化・損耗状況、修繕の必要性等について判定を行う。

点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

2 前項の判定は、遊具施設本体部接続可動デッキ・階段部、チェーンワイヤー等の部材を主に目視・触診・聴診・打診・計測を行い、異常の有無を調査・判定する。調査の詳細は以下のとおりとする。

1) 目視・触診

対象となる遊具を実際に見る（必要に応じ掘削を行う。）、また手で触れたりすることで、劣化・磨耗状態（腐朽、ささくれ、ひび割老の程度塗装剥離等）を診断する。

2) 聴診

動的な機構を有した部分などにおいて、実際に当該部分を動作させて、そこから発生する音を聞くことで、当該部の異常の有無を判定する。（油ぎれ、ぐらつき等がないか。）

3) 打診

遊具を構成する部材を実際にテストハンマーなどを使用し叩き、そこから発生する音や、木材の腐朽や鋼材の腐食、またボルト緩みなどの異常を察知する。

4) 計測

メジャーやノギスなどの計測機器を用いて、設置時と点検時との部材の磨耗等の変化を測定し、変異の状態を確認する。

肉厚測定器により、パイプ等の肉厚を測定し、内部腐食状況を測定する。測定時に印字されたシートは報告資料に添付すること。

必要に応じ、部材が重なり合い鋼材の肉厚等状態確認できない部位については、部分解体を行い、点検を行うこと。

5) その他

遊具等の特性を考慮し、必要に応じ点検作業の項目を追加し実施すること。その場合の設計変更は行わない。

3 第1項の判定の結果、修繕又は再塗装等が必要と判断した場合は、必要に応じて「使用禁止」の措置を講じ直ちに監督職員に報告すること。

4 本業務において、遊具施設以外の公園施設に重大な事故につながるおそれのある物的ハザードを発見した場合は、直ちに監督職員に報告すること。

5 連絡先：建設部土木課公園係（西村） 0598-53-4167

(判断基準)

第6条 前条第1項の判断基準は、以下の表によるものとする。

1) 劣化状況の判断基準

判定	判定内容	対策の方向性
A	健全であり、修繕の必要がない。	使用可
B	部分的に異常があり、修繕必要。	使用可
C	重要な箇所に部分的異常があり、修繕必要。	使用禁止 (場合により可)
D	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要。	使用禁止

2) 塗装等肌表面に対する基準

判定	判定内容	対策の方向性
A		再塗装の必要が無い。
B	部分的に1%以上の錆がある。 部分的に錆又ははがれがある。 部分的に汚れ・退色塗膜劣化がある。	部分的に塗装が必要。
C	全体的に1%以上の錆・腐食又ははがれがある。 全体的に汚れ・退色・塗膜・劣化がある。	全体的に塗装が必要。

2 前項の判定においては、基準に基づき行うものとするが、製造時期及び設置時期等により基準によりがたい遊戯施設は監督職員と協議のうえ、判定を行うものとする。

(提出書類)

第7条 受託者は、下記の書類を作成し発注者に提出しなければならない。

1) 提出書類一覧

	部数
委託業務着手届	1部
業務工程表	1部
公園施設点検管理士通知書	1部
公園施設点検技士通知書	1部
業務計画書	1部
定期点検総括表	1部
定期点検表	1部
業務写真	1部
業務完了届	1部
請求書	1部

※定期点検総括表、定期点検票は別に電子データより提出すること。またその他監督員が指示するものも、同様とする。

2) 業務写真

業務写真撮影箇所一覧表

種別	工種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度
着手前	着手前	全景	1枚 /公園
調査点検	劣化・基準判定	施設前	施設全景及び B、C、D 判定箇所
安全管理	安全管理	各種保安施設の設置状況	1枚 /各種類

(点検済証の表示)

第8条 点検の結果、安全性が認められた遊具には下記に示す内容を記した点検済みシールを見やすく、かつ破損しにくい位置に表示するものとする。なお、遊具の構造や材料により、物理的に表示することが困難な場合はこの限りではない。

1) 点検業者

2) 点検年月

3) 製品安全マーク

(損害賠償)

第9条 第5条1項の判定で修繕の必要がないと判断したことに起因する損害(事故等)において、受託者は次に掲げる(一社)日本公園施設業協会による賠償責任保険と同等以上の保険に加入し、受託者がその責を負わなければならない。

また、受託者は保険証等の加入が確認できる書面写しを、業務着手日までに監督職員に提出しなければならない。

1) 保険限度額

ア 人身事故1事故につき、最高限度額 3億円

イ 人身事故1名につき、最高限度額 1.5億円

ウ 財物事故1事故につき、最高限度額 1千万円

2) 保険期間

保険期間は業務完了の日から1年間とする。但し、本特記仕様書第5条第3項の報告等を怠ったことによる業務期間中の事故及び損害については、受託者の責とする。

(安全管理等)

第10条 安全管理については、次の各号によるものとする。

1) 点検作業に先立ち利用者に対して、点検作業中であることを説明し、遊具等の一時利用を停止していただくよう協力を得ること。

2) 点検作業中は、第三者が立ち入って事故がないよう看板等を設置し、作業区域内に公園利用者が立ち入らないよう措置を講じること。

3) 作業車両を駐場又は公園内に乗り入れする場合は、できる限り遊具など利用者に影響の少ない場所を選定し安全対策を講じること。

また事前に都市公園内車両通行申請書を提出すること。

4) 点検の際、緊急に遊具使用を中止する必要がある場合、早急に監督職員に報告を行い、指示を仰ぐこと。また監督職員との協議の結果、使用禁止の措置を行うとなった場合は、安全ロープ(テープ)やネットなどを利用して昇降部等全面閉鎖を行い、使用できないようにすると共に、使用禁止の旨を明示すること。

(検査)

第11条 委託業務を完了時、遅滞なく通知し、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第12条 前条の規定による検査に合格したときは、委託料の支払いを請求するものとする。その請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(部分支払い)

第13条 部分支払いは行わない。

(その他)

第14条 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。

なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。

また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

第15条 この特記仕様書に定めない事項又は疑義が生じたときは、双方協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。